

第6回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成18年5月16日（火）午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀地方裁判所長）
井上亜紀（佐賀大学経済学部助教授）
岡田 健（佐賀地方裁判所唐津支部長）
河野眞佐徳（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
西田富子（佐賀県翼の会会員）
馬場三恵子（佐賀市総務部総務課参事男女共同参画室長）
前田和馬（佐賀県弁護士会所属弁護士）

② 家裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀家庭裁判所長）
稲田繁生（アバンセ顧問）
太田善康（佐賀家庭裁判所判事）
金子栄一（佐賀市役所産業部長）
富安久美子（佐賀県PTA連合会副会長）
富吉賢太郎（佐賀新聞社論説委員長）
西村朗太（佐賀地方検察庁検事）
宮崎久生（西九州大学健康福祉学部教授）

(2) 事務担当者

木原地裁事務局長，中島家裁事務局長，丸野地裁総務課長，高尾家裁総務課

長（庶務）

4 議事

(1) 委員長あいさつ（池田委員長）

(2) 相談窓口の見学

地裁棟：玄関ホール，簡裁事務室（相談コーナー），玄関階段下待合所，破産関係待合所

家裁棟：玄関ホール，家裁書記官室（相談コーナー），一般待合室

(3) 窓口相談業務の説明

- ① 家事関係（家裁）（清水家裁事務局次長，志岐家裁首席書記官）
- ② 民事関係（地・簡裁）（伊藤民事首席書記官，蘭佐賀簡裁庶務課長）
- ③ 管内の状況（木原地裁事務局長）

(4) 意見交換

（文中，○は非法曹委員，●は法曹委員の発言である。）

○ 正面玄関の受付について，ガラス窓により仕切られており，気軽に尋ねていいのかという印象を受ける。受付ということをもっと大きく表示するほか，ガラス窓を外したり，空けておくなどして，オープンにした方が声をかけやすいのではないか。

また，どの部屋も狭い感じを受けるので，花や絵を飾るなどした方が心が和み，印象が良くなるのではないか。

○ 窓口相談件数の伸びが著しいということであるが，職員の人数を増やすなどの対策は取られているのか。

● 窓口相談件数は増えているが職員数は増えていない。例えば，家裁においては，事務局からも相談担当者を割り当てるなどの工夫をして，やりくりしている状況である。

● 大規模庁では，専ら窓口相談を受ける職員を置くことも可能と思われるが，当庁のような小規模庁では，窓口相談だけのために職員を置くことは

できない。今後ますます相談が増えたときの対策としては、そのような職員の配置を考える必要があるかも知れないが、現時点ではその段階に達していない。

- 手続相談について、本年10月に設立される法テラス（日本司法支援センター）との役割分担は、どうなのか。
- 裁判所は、実際に裁判所で行っている手続に関する相談を行うのに対し、法テラスは、ネットワークの中心として、問題ごとに、どこに相談に行けばいいか割り振りを行うキーステーション的な立場であり、そのような役割分担がされることになる。
- 今後、平成19年度から、離婚した場合の年金分割制度が始まるので、離婚に関する相談も増えるのではないか。
- 現時点では、現場としては、それを原因として相談が増えているような印象はないようである。

ただ、平成17年の離婚件数が減っているということであり、これは年金分割制度の開始をにらみ、離婚を我慢している夫婦もいるというような話も聞いており、平成19年以降に離婚が増えるのではないかと考えている。

いずれにしても、離婚や、後見制度の問題から、窓口相談件数が減る要素はあまりないと考えている。

- 日本人の国民性として、公にして争うことは好まないと思われる。裁判所はできれば関わり合いたくない所であり、敷居が高いというイメージがあったが、本日、少額訴訟等の説明を受けて、トラブルを解決する選択肢が整っており、（トラブルを）受け入れてくれる所だという印象を受けた。
- 敷居が高いというイメージについては、裁判所が様々なトラブルを受け入れてくれているということを知らないだけではないかと感じている。
- これまでの司法改革の中で、近づきやすい裁判所という観点から活動を

行ってきた効果が現れてきたのではないか。まずは裁判所の手続について知っていただくことが重要だと考えている。

- 家裁の窓口で配布している資料では、相談時間は20分を目安するよう書いてあるが、私も業務として窓口相談を受けることがあり、最長で2時間50分かかったことがある。裁判所では、現実には20分程度で終わっているのか。
- 家裁において配布する資料には20分程度を目安と書いてあるが、実際には時間が延びることが多い。平均して30分から40分程度だと感じている。
- どの程度で切り上げるかは、難しい問題である。心の病を持っていると思われる人や相談の内容などによっては、1時間以上かかることもある。
- 簡裁では目安時間は設定していない。相談者が納得するまで相談に応じている。平均して20分程度と思われるが、1時間以上かかることもある。
- 女性の職員も相談窓口立つことがあるのか。
- 地裁、家裁のいずれにおいても、女性職員も窓口対応を行っている。
- 裁判所では、廊下で職員とすれ違う際、職員が外来者と目線をあわせないようにしている印象を受けるが、裁判所としてはそのような指導をしているのか。
- 目的の係に向かっていると思われる人には声をかけない場合もあるだろうが、庁舎内でどこに行けばいいか迷っているような人に対しては、声をかけて案内するように指導している。
- 女子トイレに私物と思われる物が置いてあったが、そのようなことがあると来庁者に不快感を与えることになるので、市民が自由に出入りできる場所には、是非細かい配慮をしてもらいたい。
- 簡裁や破産の窓口では、相談前に、相談者にビデオを見るように取り扱っており、特に破産の入口の扉に「相談前にビデオをご覧ください」とい

った内容の張り紙があったが、いきなりビデオを見せるというのは、申立前に勉強しなさいと言っているように感じ、敷居の高さを感じる。わざわざ来庁しているのだから、まず、担当者が話を聞いた上で、必要に応じてビデオを見せるようにしたほうが、印象が良くなるのではないか。

また、ビデオを見るスペースが階段下というのは、暗い印象を受ける。

5 次回の予定

(1) 日程

平成18年11月13日（月）午後3時00分

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会，家裁委員会合同で、「調停制度」について意見交換を行う。